

専門委員会の設置について

2025年6月

専門委員会の設置について

- 運営規則において定めている「グリーン熱の算定に係るデフォルト値」について、原則 2 年に 1 回、見直しを行うこととされているところ、前回見直し（令和 5 年度）から 2 年となるため、今年度見直しを実施したい。
- 見直しに当たっては、従前と同様、当該見直しの検討を行うための専門委員会を設置して検討を行うこととしたく、専門委員会設置のご承認をいただきたい。
- なお、専門委員については、今後、選任予定。
- また、専門委員会の検討結果については、今年度末の認証委員会において報告し、ご確認いただく予定。

（参考）前回見直し時 専門委員会報告資料

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/green_energy/newenergy/geco2_iinnkai/38doc06.pdf

(参考) 運営規則 関係規定抜粋

第 2 章 グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会

5. 専門委員会の設置

委員会は、その活動を円滑に遂行するために、専門的見地から助言を得ることを目的として専門委員会を設置することができる。専門委員会は、委員会で承認を受けた専門委員が、委員会の決定に基づき活動を行う。

第 3 章 専門委員会

1. 専門委員会の組織

- (1) 専門委員会を設置する場合には、本規則において、その活動内容・権限等について規定するものとする。
- (2) 委員は各専門委員会に参加することができる。
- (3) 専門委員は、原則として委員会で承認を得た有識者等により構成されるものとする。
- (4) 各専門委員長及び専門委員の任期は、原則 1 年とし、再任は、これを妨げない。
- (5) 各専門委員会の人数及び構成その他必要な事項は、別に定めるものとする。

グリーンエネルギーCO2 削減相当量算定方法論

3. 各種別方法論に共通の事項

3. 2. 各種別方法論で使用するデフォルト値の考え方

(2) グリーン熱の算定に係るデフォルト値

燃料の排出係数等及びトップランナーあるいはそれに準じる設備効率を一意にとりまとめたデフォルト値を別表 2 に定める。
デフォルト値の使用については、新設・既設の熱設備を更新する場合に分けて以下のとおり設定する。

- ・新設の場合、デフォルト値を使用する。
- ・既設の熱設備を更新する場合、代替される熱設備の個別に燃料種と設備効率を証明することで実態に即した数値もしくはデフォルト値を使用することとする。

なお、電力の排出係数については、3. 2 (1) グリーン電力の算定に係るデフォルト値を使用する。

デフォルト値の見直しについては、原則 2 年に 1 回見直しを行うこととする。